

ポイント解説

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正

【1】サステナビリティ開示基準の適用開始に向けた環境整備

金融庁は、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を2026年2月20日に公布・施行しました。

■ 本改正の主なポイント

■ 背景

2025年7月に公表された「[金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 中間論点整理](#)」において、2027年3月期から、時価総額が一定規模以上の東京証券取引所プライム市場上場会社（プライム上場会社）に対し、段階的にサステナビリティ開示基準（SSBJ基準）の適用を義務付ける方針が示されたことを受け、必要な制度整備を行うため、企業内容等の開示に関する内閣府令（開示府令）及び企業内容等の開示に関する留意事項（企業内容等開示ガイドライン）の改正が行われました。

■ 概要

SSBJ基準の適用が義務化されない会社も、従来通りのサステナビリティ情報の開示は必要です

1. SSBJ基準の適用

- ① 東証プライム上場会社のうち、平均時価総額※1 1兆円以上である会社に対し、時価総額に応じてSSBJ基準の段階的な適用（図表1参照）を義務付ける※2
- ② SSBJ基準適用初年度及びその翌年度については、二段階開示を可能とする

2. SSBJ基準の適用に伴う開示項目の追加等

3. Scope3温室効果ガス排出量の虚偽記載等に係るセーフハーバー・ルールの整備

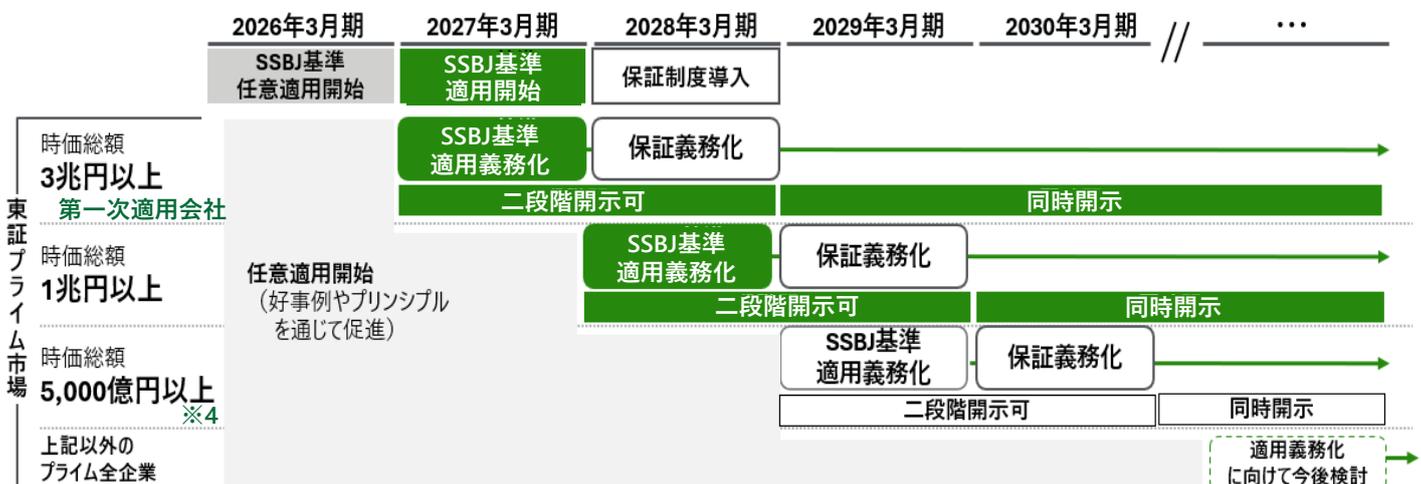
■ 適用時期

下記図表1 ※3参照

※1：平均時価総額は、有価証券報告書の対象事業年度の前事業年度の末日及びその前4事業年度の末日における時価総額の平均値により判定（例：2027年3月期の適用の有無の判断に用いる平均時価総額は、2022年3月期～2026年3月期の各末日の時価総額の平均値）。
 ※2：「金融庁長官が指定する取引所金融商品市場」として、株式会社東京証券取引所プライム市場を告示指定、また「一般に公正妥当と認められるサステナビリティ情報の作成及び開示に関する基準」として、2026年2月20日までに公表されたSSBJ基準を告示指定

■ 図表1：有価証券報告書のサステナビリティ情報の開示へのSSBJ基準適用の時期

本図の緑色箇所が、今回の制度改正に取り込まれています



※3：本開示府令改正の施行日以後に提出する有価証券報告書等について、早期適用も可能

※4：サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ報告において、時価総額5,000億円以上プライム上場会社までSSBJ基準の適用義務化の時期が確定しています

参考：金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告 概要（2026年1月8日）

ポイント解説

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正

【2】人的資本開示に関する制度見直し

金融庁は、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を2026年2月20日に公布・施行しました。

本改正の主なポイント

背景

2025年6月に公表された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版」、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクションプログラム2025」において提言されている人的資本に関する開示の拡充のため、以下のような開示府令等の改正が行われました。

改正の概要

- 人材戦略に関する基本方針等の開示
「従業員の状況」の位置を「第1【企業の概況】」から「第4【提出会社の状況】」に移動した上（図表2参照）で、新たに以下の事項について開示を求める
 - 連結会社の人材戦略を経営方針・経営戦略等に関連付けて具体的に記載
 - 上記①を踏まえた従業員^{※5}の給与（賞与を含む）等の決定方針（提出会社についての方針に限定可^{※6}）
 - 提出会社の従業員の平均給与の対前期比増減率
- 「従業員の状況」の開示
使用人のみを対象としたストックオプション制度や役員・従業員株式所有制度を導入している場合には、これらの制度の概要を、「第4【提出会社の状況】」の「1 株式等の状況」に代えて、「5 従業員の状況等」に記載することもできることとする

適用時期

2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から^{※7}

※5：連結会社の事業活動の特性上、臨時従業員が果たす役割が重要である場合には臨時従業員を含む

※6：提出会社が主として子会社の経営管理を行う会社である場合には、提出会社及び最大人員会社（外国会社を除く連結子会社のうち、従業員数が最も多い会社（当該会社の従業員数が連結会社の従業員数の過半数を超えない場合には、次に従業員数の多い会社も含む））についての方針。なお、提出会社が主として子会社の経営管理を行う会社である場合には、最大人員会社についての従業員給与の平均額、その前年比増減率等の記載も必要

※7：本開示府令改正の施行日以後に提出する有価証券報告書等について、早期適用も可能

図表2：従業員の状況の記載場所の移動等（本改正のイメージ）

有価証券報告書 改正前	有価証券報告書 改正後
第一部 企業情報 第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移 …… 5 従業員の状況 第2 事業の状況 第3 設備の状況 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容 …… (8) 役員・従業員株式所有制度の内容 …… 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 「使用人のみを対象とした制度がある場合、制度の概要を「従業員の状況等」に記載可能」 …… 第5 経理の状況	第一部 企業情報 第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移 …… 第2 事業の状況 移動 第3 設備の状況 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 (2) 新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容 …… (8) 役員・従業員株式所有制度の内容 …… 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 5 従業員の状況等 (新設) (1) 人材戦略に関する基本方針等 (新設) (2) 従業員の状況 …… 第5 経理の状況

ポイント解説

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正

【3】その他の改正事項

金融庁は、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を2026年2月20日に公布・施行しました。

■ 本改正の主なポイント

背景

有価証券報告書を定時株主総会前に提出する（以下「総会前開示」）というする場合の、会社の開示負担を軽減し、総会前開示を促進する観点等から、以下のような改正が行われました。

改正の概要

- 総会前開示への対応
 - 総会前開示を行う場合、これまでは定時株主総会又はその直後の取締役会で決議予定の事項について、その旨及びその概要を有価証券報告書に記載することとされていましたが、改正後は、自己株式の取得及び剰余金の配当に関するもの以外は、当該決議事項等の概要の記載が不要ととされました（図表3参照）
 - 半期報告書において、中間配当基準日現在における「大株主の状況」及び「議決権の状況」を記載することができるとされました
- 特定有価証券に係る半期報告書の提出期限延長に係る手続規定の整備
- 株式転換条項の付された社債券について、あらかじめ定められた条件に基づき株式を発行する場合には「有価証券の募集」に該当しない旨の明確化

適用時期

2026年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から※8 ※9

※8：1②については、2026年4月1日以後開始事業年度に係る半期報告書から適用

※9：本開示府令改正の施行日以後に提出する有価証券報告書等について、早期適用も可能

■ 図表3：総会前開示を行う場合に有価証券報告書への記載が必要と考えられる事項

有価証券報告書の該当箇所	留意点
自己株式の取得等の状況	「株式の種類等」として、自己株式の取得の事由及び当該取得に係る株式の種類、「株主総会での決議状況」として自己株式の取得に係る決議の状況（決議された日付、取得期間、株式の総数、価額の総額、その他の事項を決議した場合はその内容）が記載事項とされているため、自己株式の取得に関する事項が、有報提出後に開催される株主総会の決議事項となっている場合には、決議する予定の自己株式の取得に係るこれらの情報を記載することが考えられる（取締役会決議による取得の状況についても同様）
主要な経営指標等の推移	最近5事業年度に係る1株当たり配当額が記載事項とされているため、当事業年度に係る配当額が確定していない場合には、決議する予定の配当額を記載し、その旨を注記
配当政策	配当に係る情報（決議年月日、配当金の総額、1株当たり配当額）が注記事項とされているため、当事業年度に係る配当が確定していない場合には、決議する予定の配当に係る情報を注記
配当に関する注記事項 （株主資本変動計算書関係）	「経理の状況」における配当に関する注記事項においては、配当に係る情報（決議年月日、株式の種類等、配当原資等）が記載事項とされているため、当事業年度に係る配当が確定していない場合には、決議する予定の配当に係る情報を記載

参考：金融庁「[有価証券報告書を定時株主総会前に提出する場合の留意点（2026年2月20日更新）](#)」

参考

金融庁のサイト

[「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等の公布及びパブリックコメントの結果について（2026年2月20日）](#)

[「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（案）等に対するパブリックコメントの実施について（2025年11月26日）](#)

トーマツ「会計情報」（月刊誌）

「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正の詳細については、「会計情報」2026年4月号（2026年3月20日公表予定）の解説をご覧ください。

サステナビリティ開示・保証の最新規制動向

日本・ヨーロッパ・南北アメリカ・アジアパシフィックにおけるサステナビリティ情報の開示・保証の規制に関する最新動向を取りまとめています。

有限責任監査法人トーマツ

〒100-8360 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

<http://www.deloitte.com/jp/audit>

デロイト トーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツグループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ 税理士法人およびDT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内30都市以上に2万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツグループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を含みます。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。Deloitte Globalおよびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Globalはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Globalのメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスで、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントを提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来180年の歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約46万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDeloitte Global、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対しても責任を負いません。Deloitte Globalならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301

IS/BCMSそれぞれの認証範囲はこちらをご覧ください
<http://www.bsigroup.com/clientDirectory>